

第3章 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定める13の事業をいい、市町村がこの事業計画に従って実施することとされているものです。

図表－12 本市の地域子ども・子育て支援事業

分野	国の事業名	本市の事業名
妊娠・出産時の支援	(1) 妊婦健康診査事業	◇妊婦健康診査事業
	(2) 乳児家庭全戸訪問事業	◇新生児訪問事業 ◇こんにちは赤ちゃん事業
子育て交流ひろば	(3) 地域子育て支援拠点事業	◇地域子育て支援センター事業 ◇地域子育て促進事業 ◇つどいの広場事業 ◇児童センター運営事業
子育てサービスの利用者支援	(4) 利用者支援事業	◇（仮称）子ども総合相談事業
きめ細やかな見守り	(5)-1 養育支援訪問事業	◇エンゼル支援訪問事業 ◇養育環境改善家事援助事業 ◇不登校児童生徒訪問指導事業
	(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	◇要保護児童対策地域協議会事業
一時的な預かり、付加的な保育事業	(6) 子育て短期支援事業	◇子育て支援短期利用事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	◇ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業	◇一時保育事業 ◇認定こども園の一時預かり事業
	(9) 延長保育事業	◇延長保育事業
学童保育	(10) 病児保育事業	◇病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童クラブ	◇学童保育所整備・運営事業
その他	(12) ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—

※ (5)-2、(12)の事業は、ニーズ量及び対応策は設定しない

1 妊婦健康診査事業

【基本的な考え方】

妊婦健康診査事業（以下、「健診」という。）は、母子保健法の規定に基づき、母体や胎児の健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時必要に応じた医学的検査を行うものです。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加しており、母体や胎児の健康の保持及び増進の観点からも、その重要性が高まっています。

また一方では、経済的な理由等により健診を受診しない妊婦がみられるなど、健診受診の促進に向けた環境整備も重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市においては、妊娠期間中における健診の重要性の周知、並びに健診や助成回数の拡充等により事業の充実を図るなど、健診受診の推進に向けて、積極的に取り組んでいます。

健診の実施にあたっては、各医療機関での個別健診方式とし、指定する市内の医療機関等での受診に対して助成を行っています。また、委託する福岡県等の指定医療機関等での受診に対しても助成を行い、里帰りをはじめ、多くの妊婦がより受診しやすい体制の確保に努め、平成25年度の妊娠届出に対する健診受診率は100%となっています。

今後も、産科医療機関をはじめ、関係機関との連携の充実・強化を図るとともに、制度の周知等に向けて積極的に取り組みながら、健診受診率の維持に努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（平成23～25年度）の「出生数に対する妊娠届出比率」や「妊婦一人あたり平均受診回数」の実績を勘案して、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	妊娠届出数（人）	2,953	2,870	2,840	2,810	2,790	2,760
	健診回数（回）	36,112	34,420	34,080	33,730	33,470	33,170
対応策		健診回数：14回 実施場所：福岡県・佐賀県・大分県医師会に所属する医療機関 及び福岡県内の指定助産所 実施体制：医療機関等への委託 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準による 実施時期：通年実施					
	健診回数（回）	—	34,420	34,080	33,730	33,470	33,170

※対象：すべての妊婦

【対応策の内容】

- 各医療機関での個別健診方式による実施のため、今後のニーズ量への対応は可能です。
- 妊婦の疾病等の早期発見、早期治療による母子の安全安心な出産のため、今後も引き続き、受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に、健診の必要性の説明や制度の周知を行い、厚生労働省が示す基準に基づく健診の受診率の維持に努めます。

2 乳児家庭全戸訪問事業

【基本的な考え方】

生後間もない乳児のいる家庭は、母親の出産の疲労に加え、育児などにより、心身の変調をきたしやすく不安定な時期であるほか、核家族化や少子化が進む中で、子育てに関する知識・経験が乏しい環境にあります。また、従来、地域が備えていた子育て支援機能の低下から、周囲からの支援を受けることが困難な状況にあることも少なくありません。

このような中では、不安を抱えながら子育てをしていくことになるため、保護者の産後うつや発症や、ひいては児童虐待の一因となることが指摘されています。

このような状況を踏まえ、乳児の保護者に対する支援を行う事業として「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。この事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育・発達状況を確認するとともに、保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービスにつなげていくものです。また、乳児家庭の孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、必要な助言を行いながら、あわせて子育て支援に関する情報提供も行います。

本市では、主に第1子と第2子以降のハイリスクケース（低体重児、未熟児、育成医療対象児等）を対象とする「新生児訪問事業」と、主に第2子以降を対象とする「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。これらの訪問は、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うことを目的としています。

今後も引き続き、これらの事業を実施するとともに適切な助言や支援ができるよう、職員研修の充実や連携体制の強化を図り、訪問の質の向上に努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

0歳児の推計人口を勘案して算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	2,870	2,830	2,790	2,760	2,740	2,720
対応策	—	2,830	2,790	2,760	2,740	2,720

※対象年齢：0歳（生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭）

【対応策の内容】

- 乳児のいる家庭への全戸訪問は、今後のニーズ量への対応は可能です。
- 今後とも、スムーズな訪問につなげるために、訪問の趣旨について、母子健康手帳の交付時などに、より丁寧な説明に努め、対象者への周知を図っていきます。
- 乳児や保護者の的確な状況把握や、特に支援が必要と認められるケースの早期発見を図るため、職員への研修をはじめとして、その専門性を高めるための様々な取り組みを実施するとともに、ケース検討会議の開催等により、関係機関との連携を図りながら、適切なサービス提供に努めていきます。

3 地域子育て支援拠点事業

【基本的な考え方】

子育て中の保護者の孤立感や不安感を軽減するためには、同じ悩みを持つ保護者同士が悩みを分かち合ったり、地域の人に相談したりなど、地域での交流を促進させるような仕組みや場が必要です。

本市では、このような交流の場として、就学前児童を対象とした「地域子育て支援センター（9箇所）」、「子育て交流プラザくるるん」、「信愛つどいの広場」のほか、18歳以下の児童全般を対象とした「児童センター」といった身近な地域での拠点づくりに取り組んでいます。これらの拠点では、子育て中の親子などが気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、子育て中の保護者同士や子育てボランティアなどと気兼ねなく交流し、情報交換することなどにより、保護者自身が「親」として自律的に成長することを支援する場づくりを目指しています。

このほか、校区ごとに設置を進めている「すくすく子育て委員会」が実施主体となったサロン活動（平成25年度末現在：27校区）により、地域での子育て支援の取り組みが展開されています。

今後も地域子育て支援拠点の周知と利用促進を図るとともに、地域の関係団体等と連携して、「すくすく子育て委員会」等の地域を主体とした子育て支援活動の促進を図ります。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

0～2歳の推計人口にニーズ調査で得られた利用意向を勘案し、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人／月）

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量		13,685	19,300	19,050	18,790	18,600	18,440
対応策	箇所数	—	12	12	12	12	12
	確保量	—	19,300	19,050	18,790	18,600	18,440

※対象年齢：0～18歳（事業量〔ニーズ量〕は国の手引きに基づき0～2歳で算出）

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量は、潜在的なニーズを含んでいるため、現在の実績を上回っていますが、ニーズに対応可能な支援拠点は確保できています。
- 今後は、現行の地域子育て支援拠点（12箇所）で継続して事業を実施するとともに、利用者や関係者が拠点に関する情報を手軽に得られるよう、ホームページや広報紙などを通じて、拠点の所在地や開設時間などの基本的な情報や活動内容の周知を充実し、常設の拠点施設として来訪者の増加に取り組めます。
- 引き続き各校区等が開催する子育てサロン等への支援を行うとともに、子育ての当事者による自主的な子育て・子育ての場づくりである「プレーパーク」や「森のようちえん」等、民間における活動も支援していきます。

4 利用者支援事業

【基本的な考え方】

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を、利用者に対して総合的・効率的に提供するため、「利用者支援事業」が創設されました。

これは、子育て中の保護者が、数多くの子育て支援事業や教育・保育施設の中から、家庭の状況にあったものを自ら選び取っていくことが容易ではないことから、子育て支援事業等の利用を支援するための研修を受けた専門のスタッフ（利用者支援専門員）を市民の身近な場所に置き、コーディネート機能を持たせる事業です。

本市ではこれまでも、市の窓口や地域子育て支援拠点、各校区の子育てサロン、ファミリー・サポート・センター、地域の教育・保育施設などの子育て家庭と接する行政・民間の様々な場において、保護者からの子育てに関する相談への対応をはじめ、子育てに困りごとを抱える家庭への子育て支援事業等の紹介・案内や、その後の継続的な見守りといった取り組みが行われてきました。

このように、本市には、既に利用者支援のための場が多くあることから、今後、新たに利用者支援事業として実施するものとしては、単なる子育て支援事業の紹介・案内機能だけでなく、子育て家庭に対する継続的な相談支援や家庭を見守る地域づくりの機能を併せ持った「（仮称）子ども総合相談事業」として実施していきます。具体的には、地域子育て支援センターを拠点として、継続的な相談支援や地域ごとの子育て支援の担い手との情報交換・関係づくりを行うとともに、市役所本庁でその統括をしていきます。

これまで行政の専門分化した支援窓口（児童虐待相談、発達支援相談、保育所入所相談など）では十分に受け止められなかった家庭を、当事者からの相談や地域・関係事業者からのつながりによって把握し、行政サービスのコーディネートによって子育てに関する負担・不安を軽減しつつ、地域とともに見守る仕組みづくりを目指します。

【区域の設定】：市全域

広域的な利用が想定されることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

妊娠中の方や子育て中の保護者が、身近な場所で利用者支援を受けられるよう、既存の子育て支援施設をもとに実施箇所数を設定しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：箇所）

	実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	—	11	11	11	11	11
対応策	—	1	3	5	8	11

【対応策の内容】

○平成27年度中に、市役所本庁に子ども・子育て支援の総合相談窓口を設置します。

- 平成28年度以降、子育て交流プラザくるるん及び地域子育て支援センターにおいて、妊娠中の方や子育て中の保護者が、身近な場所で相談・助言や支援を受けられる体制を整備します。
- 様々な子育て家庭の課題に対応するために、継続的かつ長期的な視点で利用者支援専門員の養成を行うとともに、地域や関係機関との連携体制の強化に努め、より効果的な利用者支援の実施を進めていきます。

5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(1) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本市では、当該事業として、対象者別に以下の3つの事業を実施しています。

- ①エンゼル支援訪問事業（産前産後の家庭）
- ②養育環境改善家事援助事業（子どもの養育環境が不適切な家庭）
- ③不登校児童生徒訪問指導事業（家庭にひきこもりがちな児童生徒がいる家庭）

①～③各事業のニーズ量及び対応策は以下のとおりです。

なお、子育てに困難を有する子どもやその家族を対象として様々な訪問支援が実施されていますが、ここでは、上記3つの養育支援訪問を専門に行う事業を取り上げています。

① エンゼル支援訪問事業

【基本的な考え方】

近年、核家族化やワーク・ライフ・バランスが図られていないこと、男性が家事・育児を十分にしないことなどにより、母親が十分に休息することができず、身重の体、産後の体に無理をしながら家事・育児をする例が増加しています。

本市では、このような子育て家庭を支援するため、「エンゼル支援訪問事業」を実施しています。この事業では、エンゼル応援隊のスタッフが、産前産後間もないために家事や育児が困難な核家族等の家庭を訪問して、身の回りの世話や育児を行うことにより子育て家庭の支援を行っています。また、子育てに不安を感じ、専門的な支援を必要とする家庭には、保育士や保健師等が訪問して相談に応じ、不安感の解消に取り組んでいます。

この事業は、母子健康手帳交付後から出産退院後6か月以内で60日を限度とし、1日4時間以内で派遣していますが、多胎児や低出生体重児の場合は、その必要性から2歳まで90日を限度に利用できることとしています。平成24年度からは産前の利用も可能としたため、利用件数は年々増加しています。

また、利用期間が過ぎた保護者には、子育て支援センターのサロンへの参加の呼びかけを行うなど、支援が途切れないようにしています。

今後も、引き続き事業を継続して実施するとともに、地域や関係機関との連携強化を図り、よりきめ細やかな支援が行える体制づくりに努めます。また、多胎児や障害をもつ乳児がいる家庭等、特に子育てに対する不安感が強いと考えられる家庭に対してより充実した支援を推進していきます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成25年度）の実績をもとに算出しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	利用〔実施〕回数 (単位:人回)	1,866	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
対応策	利用〔実施〕回数 (単位:人回)	—	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

※対象：母子健康手帳交付後から出産退院後6か月以内（多胎児・低出生体重児は2歳まで）の核家族等で昼間に養育（育児）を援助する者がいない家庭で、体調不良等により家事・育児への支援が必要と思われる妊婦や出産後間もない時期の家庭の親子

【対応策の内容】

- 今後も引き続き支援を提供することが可能となるよう、訪問支援者の質・量両面にわたる確保に努め、実施体制を維持していきます。
- 事業内容の周知を充実し、利用者の拡充に努めるとともに、多胎児や障害をもつ乳児がいる家庭等、特に子育てに対する不安感が強いと考えられる家庭に対して利用期間の延長を検討するなど、より充実した支援を推進していきます。

② 養育環境改善家事援助事業

【基本的な考え方】

近年、保護者が子どもに十分な食事の世話を行わない、子どもの衣服を清潔な状態に保たないなどの育児放棄（ネグレクト）の事例が増えており、その対応が求められています。その場合において、子どもの養育をしないだけでなく、家庭そのものが養育環境として不適切なことが多く、養育環境を改善することが生活や育児を軌道に乗せる第一歩となります。

本市では、このような課題に対応するため、「養育環境改善家事援助事業」を実施しており、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を専門的支援員等が訪問し、育児支援、家事支援を行うことで保護者の負担を軽減すると同時に、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

具体的には、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態で、定期的な支援や見守りが必要な家庭に対して、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標を設定した上で指導・助言等の支援を行っています。

今後も、事業を継続して実施し、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して訪問による支援を行うとともに、地域や関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成25年度）の実績などをもとに算出しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	実施件数（単位：件）	232	260	260	260	260	260
対応策	実施件数（単位：件）	—	260	260	260	260	260

※対象：18歳未満の児童のいる家庭

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量に対する支援体制は確保できています。
- 今後も、養育支援を必要とする家庭へ専門的支援員等を派遣し、当該家庭の適切な養育が可能となるような支援体制を確保するとともに、地域や関係機関と連携し、子どもの養育環境について支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。

③ 不登校児童生徒訪問指導事業

【基本的な考え方】

近年の家族形態や地域関係の変化により、保護者が子育てに関する悩みや不安を相談する相手を持っていない場合も多く、そのことが児童生徒の不登校の要因の一つになる場合があります。保護者が悩みや不安を相談できないまま長く抱えることで、家庭の教育機能が十分働かず、児童生徒の不登校の解決を困難にし、さらには、学校や地域からも遠ざかることで、次第に孤立し、ひきこもり状態へと進んでいくことがあります。

このように、保護者の抱える問題が児童生徒の不登校にも大きく影響するため、児童生徒への適切な支援に加えて、保護者の置かれている状況を正確に把握し、保護者の支援を行うことも重要です。

本市では、このような課題に対応するため、「不登校児童生徒訪問指導事業」を実施しています。この事業では、引きこもりがちな児童生徒の家庭を指導員が訪問し、児童生徒が適応指導教室への通級や学校への復帰ができるよう支援しています。その際、児童生徒への支援だけでなく、保護者の状況の観察、不安や悩みへの丁寧な対応が可能となるよう2人体制で訪問を行っています。

今後も引き続き、訪問・相談が可能となるような実施体制を維持するとともに、個人の状況に応じたきめ細かな対応ができるように指導員の資質向上を図ります。

また、社会から孤立しないよう学校や地域社会との関係改善や悩み等に対する相談・助言を行うなど、児童生徒及び保護者の支援に努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成23～25年度）の実績（3カ年平均）で設定しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	訪問回数（単位：人回）	151	170	170	170	170	170
対応策	訪問回数（単位：人回）	—	170	170	170	170	170

※対象：小・中学生のいる家庭（家庭にひきこもりがちで、学校・社会との関わりが困難な児童生徒及び保護者）

【対応策の内容】

○今後のニーズ量は実績を上回っていますが、現在の実施体制を維持することで対応可能です。

○今後は、家庭の都合や保護者の心身状況などにより、訪問を受け入れていない家庭に対する働きかけを、学校との連携を密にしながら行い、不登校など問題を抱える児童生徒や保護者の支援の充実を図ります。

（2）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待への対応については、制度改正への対応や関係機関の体制強化などにより、充実を図ってきましたが、児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

この「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、児童虐待の防止に向け、(1)児童虐待の発生予防、(2)早期発見・早期対応、(3)子どもの保護・支援、保護者支援の取り組みを進め、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係支援機関との連絡・調整等を行う市職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図るための取り組みを実施するものです。

本市においても、警察署、児童相談所、医師会、市幼稚園協会、市保育協会、保健所、教育委員会、民間団体など22の団体で構成される「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報交換や具体的な支援内容などについて協議を行っています。

また、乳児家庭全戸訪問事業（第3章-2参照）の訪問後に、虐待事例だけでなく、虐待に発展するおそれのある場合や、育児困難と思われる家庭など、支援が必要と思われる家庭については、ケース検討会議を開き、関係者が集まって具体的な対応について協議するなど、育児に対する不安・負担の軽減や児童虐待の未然防止を図っています。

そのほか、セーフコミュニティの取り組みとして設置された児童虐待防止対策委員会では、赤ちゃんとのふれあい体験を行うことを目的とした「子育てサロン」を中学校で実施するなど、児童虐待の防止を重点取り組み項目とした現状の把握や課題解決に向けた対策などに取り組んでいます。

今後は、新たに、構成員の専門性強化のためコモンセンスペアレンティング²研修を実施し、地域の保護者に広く浸透することを通じて、虐待の予防を目指します。

また、要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るために、今後も、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していけるよう努めます。

²コモンセンスペアレンティング：

アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングのプログラムであり、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防を目指すもの。

6 子育て短期支援事業

【基本的な考え方】

保護者の就労形態の変化や核家族化、ひとり親家庭の増加等により、子育て支援のニーズは年々多様化しています。このような中、平日昼間の預かりを基本とする通常保育はもちろんのこと、それだけでは対応できない夜間や休日、また、宿泊を伴う預かりなどの保育事業の充実が求められています。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設等において一定期間必要な養育・保護を行う事業です。本市では、短期入所生活支援事業（ショートステイ）として、久留米天使園（久留米市）、福岡乳児院（福岡市博多区）、清心慈愛園（三井郡大刀洗町）、洗心寮（三養基郡基山町）の4施設に委託して、実施しています。

今後は、制度のより一層の周知を図るとともに、他の子育て支援関連事業と連携しながら、より利用しやすい制度となるよう検討し、いざという時も安心して子育てができる環境づくりに努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成23～25年度）の実績（3か年の最大値）を用いて算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人日）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	23	34	34	34	34	34
対応策	—	34	34	34	34	34

※対象年齢：18歳未満の児童

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量に対しては、現在の実施体制を維持することで対応可能です。
- 今後も、常時、児童の受け入れが可能となるよう実施体制を維持するとともに、事業内容の周知の充実や、利用者支援等により、支援を必要とする保護者が利用できるような支援体制づくりに努めます。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[就学児]

【基本的な考え方】

近年、就労形態の多様化や核家族化の進行、近隣関係の希薄化等により、既存の保育サービスの範囲を超えたニーズや緊急時に頼れる相手がないなどの問題を抱える保護者が増えています。

また、福岡都市圏などに通勤する共働き家庭もあることから、保育所が実施する保育の時間だけでは対応しにくい実情があります。

ファミリー・サポート・センター事業は、地域の中で子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整、講習等を実施する事業で、子育て家庭の仕事と子育ての両立支援及び地域の子育て環境の整備を目的とした事業です。既存の保育サービスを補完するのみならず、子育て家庭の孤立を防ぎ、かつての地縁・血縁機能の代替として新たな地域住民の助け合いの仕組みを形成するものです。

本市では、NPO法人に事業の運営を委託して実施しており、放課後の子どもの預かり、保育施設や習い事への送迎、保護者の急用や外出時の預かり等に対応しています。

平成25年度末現在の市内の登録会員数は、おねがい会員（援助を受けたい人）899人、みまもり会員（援助を行いたい人）320人、どっちも会員（両方を兼ねる人）118人の合計1,337人であり、年間活動件数は2,042件となっています。（就学前児童分を含む）

今後も地域の理解や協力が得られるよう広く事業の周知を行い、会員の増加や実働可能なみまもり会員及びどっちも会員の確保を目指すとともに、会員相互の顔の見える関係づくりや安心して活動できるようリスクマネジメントに関する取り組み、他機関との連携等を進めていきます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成21～25年度）の利用率実績（5か年の最大値）をもとに算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：件）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	754	750	760	770	770	780
対応策	—	750	760	770	770	780

※対象年齢：小学1～6年生（6～11歳）

※就学前児童分は次項「一時預かり事業」に計上

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量に対しては、現在の実施体制を維持することで対応可能です。
- 今後も引き続き制度の周知及び啓発を行うことにより、新たな会員の確保に努めます。
- 事務局及び会員相互の顔の見える関係づくりを進める取り組みにより、事業の活動数の増加に努め、地域での子育て支援を推進します。

8 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

ニーズ量は、国の指針により、「保育所などでの一時保育事業」と「幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業」の2区分で見込むこととされています。

各区分のニーズ量及び対応策は以下のとおりです。

(1) 保育所などでの一時保育事業

【基本的な考え方】

核家族化の進行等により、用事があっても子どもを見てもらえる人がいない、子育てに疲れたけれども一息つく暇もないなど、小さな子どもをもつ家庭での子育ては、保護者に負担が集中しているのが現状です。

一時保育事業は、保護者の出産・病気・冠婚葬祭・習い事・買い物などのほか、育児疲れで子どもからちょっと離れたいときなど、理由を問わず利用できる事業であり、本市では、保育所、認定こども園、子育て交流プラザくるるん、児童センター、ファミリー・サポート・センターなどで同事業を行っています。また、幼稚園でも、在園児の弟妹児を中心とした3歳未満児の一時保育が実施されており、さらに、保護者の就労等の理由により帰宅が遅い場合や休日に不在となる場合には、児童を通所させることができる夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

一方、乳児の一時預かりへのニーズは高まっていますが、保育所における入所児童数の増加により、一時保育を担当する保育士の確保が必要となっています。

このような現状を踏まえつつ、今後も、多様な保育ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、拡大に努めます。

【区域の設定】：市全域

保護者の用事の内容や行き先などにより広域的利用となることから市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

定期的に教育・保育を利用する子ども以外の就学前児童の推計人口に、ニーズ調査で把握した「不定期事業の利用希望割合」及び「利用意向日数」を勘案して、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

(単位：人日)

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	27,599	32,800	32,400	32,000	31,700	31,400
対応策	—	29,150	30,150	31,050	31,700	31,400
保育所・認定こども園・幼稚園における一時保育	25,690	27,300	28,300	29,200	29,850	29,650
ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	358	350	350	350	350	300
その他の一時預かり	1,551	1,500	1,500	1,500	1,500	1,450

※対象：市内の保育所に入所していない就学前児童（0～5歳）

【対応策の内容】

- 実績と今後のニーズ量との差が5,000人程度（20人／日程度）あり、それに対応可能な供給体制が必要となります。
- 特に乳児の預かりは乳児3人に対し保育士1人が必要となることから、実施施設とりわけ保育所において一時保育を担当する保育士の確保を支援します。

(2) 幼稚園（認定こども園の教育認定の子どもを含む）の在園児を対象とした一時預かり事業

【基本的な考え方】

幼稚園は通常 4 時間程度を基本とした教育時間が設定されています。近年、共働きでも幼稚園に通園することを希望する家庭や教育時間以外の保育ニーズも増えてきています。

このような幼稚園在園児の預かり保育については、現在市内の全幼稚園で県の補助を受けて実施されています。

今回の子ども・子育て支援新制度の開始に伴って、幼稚園（認定こども園の教育認定の子どもを含む）の在園児を対象とした預かり保育が、地域子ども・子育て支援事業のひとつとして新たに創設されました。これは従来の預かり保育と同様、通常の教育時間の前後や、土曜日、長期休業日に保護者の希望により在園児を預かる事業です。

本市では、すでに全幼稚園（認定こども園を含む）で実施中であり、今後も実施体制の維持に努めます。

【区域の設定】：4 区域

教育・保育の区域設定に合わせて 4 区域で設定しました（P7 参照）。

【ニーズ量の算出方法】

不定期利用分：教育・保育のニーズ量における 1 号認定の人数に、実績に基づく利用日数を勘案して、算出しました。

定期利用分：教育・保育のニーズ量において、2 号認定の子どものうち特に幼稚園の利用を希望する人数に、ニーズ調査における不定期利用の利用意向日数を勘案して、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人日）

		実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
区域 1 (東部)	ニーズ量	5,032	5,220	5,220	5,220	5,220	5,220
	不定期利用分		2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	定期利用分		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	対応策	—	5,220	5,220	5,220	5,220	5,220
区域 2 (北部)	ニーズ量	14,046	14,750	14,750	14,750	14,750	14,750
	不定期利用分		4,350	4,350	4,350	4,350	4,350
	定期利用分		10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	対応策	—	14,750	14,750	14,750	14,750	14,750
区域 3 (中央部)	ニーズ量	96,896	108,400	108,900	108,900	109,000	108,600
	不定期利用分		25,200	25,700	25,700	25,800	25,400
	定期利用分		83,200	83,200	83,200	83,200	83,200
	対応策	—	108,400	108,900	108,900	109,000	108,600
区域 4 (南西部)	ニーズ量	3,832	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830
	不定期利用分		1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
	定期利用分		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	対応策	—	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830

※対象：市内の保育所に入所していない就学前児童（0～5 歳）

【対応策の内容】

- 実績と今後のニーズ量には大きな差がなく、市内全幼稚園で事業を実施していることから、現在の実施体制の継続に努めます。
- 市が実施する施設型給付の対象となる認定こども園の1号認定の子どもについては、これまでの県の補助による事業実施ではなく、市が地域子ども・子育て支援事業のひとつとして新たな補助を実施する方向で検討します。

9 延長保育事業

【基本的な考え方】

就労形態の多様化、核家族世帯の増加等により、保育所の開所時間内に子どもを送り迎えできない、送り迎えを頼める家族もいないなどにより、保育所開所時間を越えた時間帯での保育の提供が求められています。

本市では、このようなニーズに対応するため延長保育事業に取り組み、保育所、認定こども園において通常の開所時間の11時間を越えて、子どもの預かりを行っています。

現在、市内の保育所、認定こども園の63園で、朝夕30分から最大4時間までの範囲で、各施設の判断で保護者からのニーズに応じ実施されており、今後も、実施体制の維持に努めます。

【区域の設定】：4区域

教育・保育施設の区域設定に合わせ、4区域で設定しました（P7参照）。

【ニーズ量の算出方法】

教育・保育提供区域と同じ4区域ごとに、教育・保育のニーズ量における「2号認定（保育利用）」及び「3号認定」の人数に、ニーズ調査における延長保育の利用意向（18時以降も保育の利用を希望する者の割合）を乗じて算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人）

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
区域1 (東部)	ニーズ量	173	270	270	270	270	270
	対応策	—	270	270	270	270	270
区域2 (北部)	ニーズ量	155	220	220	220	220	220
	対応策	—	220	220	220	220	220
区域3 (中央部)	ニーズ量	2,242	2,810	2,820	2,800	2,800	2,770
	対応策	—	2,810	2,820	2,800	2,800	2,770
区域4 (南西部)	ニーズ量	511	520	520	520	520	520
	対応策	—	520	520	520	520	520

※対象：0～5歳の在園児（保育）

【対応策の内容】

- 実績と今後のニーズ量には差がありますが、延長保育事業は在園児が利用することから、現在の実施体制の維持に努めます。
- 今後も継続して実施するためには保育士の確保が必須であるため、保育士の確保に向けた取り組みも進めます。

10 病児保育事業

【基本的な考え方】

近年、核家族や共働き世帯が増加しており、そのような中、休みの取得が困難な職場環境にある保護者も多く、子どもが病気で教育・保育施設等での預かりが困難なときに、仕事を休んで子どもを看ることができない、家に子どもを看ることができる家族がいないなど、緊急時の対応に困難を抱える家庭が多くあります。そのような場合の預かりに対するニーズは年々高まっており、その対応が求められています。

病児・病後児保育事業は、子どもが病気や回復期に、家庭で子どもを看ることができず、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の仕事と子育ての両立を支援する事業です。

本市では、生後2か月から小学校3年生までの子どもを対象とし、病院併設型の3施設（聖マリア病院マリアンキッズハウス、久留米大学すくすくランド、久留米大学医療センターエンゼルキッズ）において、定員15人で実施しています。

市中心部に施設が集中していることや、感染症の流行期にも対応可能な定員の確保などについて課題があるため、今後は事業者の協力を得ながら、既存施設の定員増や新規施設の開設への働きかけを行い、病児・病後児保育事業の充実を図ります。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

教育・保育のニーズ量（教育・保育施設利用児童数）に、ニーズ調査による利用意向割合および利用意向日数と2年間の実績利用割合を乗じて算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人日）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	3,044	5,100	5,120	5,090	4,830	4,890
対応策	—	4,500	4,500	5,400	5,400	6,300

※対象：0歳～小学3年生（ニーズ量は国の手引きに基づき0～5歳で算出）

【対応策の内容】

- 既存の定員数では、今後のニーズ量を充足できず、加えて、利用意向が感染症の流行期など一定時期に集中することもあり、更なる受け入れ施設の確保が必要となります。
- 今後は、事業者の協力を得ながら、既存施設の定員増、および周辺部を中心とした新規施設の開設を目指します。
- また、実施施設が市中心部に集中している、小学4年生以上もニーズがある等の課題を踏まえ、目標の事業量を確保することを最優先としつつ、よりニーズに合った事業内容となるよう検討していきます。

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【基本的な考え方】

核家族化の進行や近年の労働環境の変化は、子育て環境にも影響を与えています。以前に比べ共働きやひとり親家庭が増加しており、学校から帰宅しても家に誰もいないため、家庭での養育を受けられない子どもたちが次第に増えています。

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。放課後の児童の安全で安心な居場所として、保護者が就労する上で欠かせないものとなっています。

事業の実施場所である放課後児童クラブは、本市では「学童保育所」の名称で市内45校区に75クラブを設置し、原則、小学校低学年児童（小学1～3年生）を対象として、平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業時に児童の預かりを行っています。平成26年度の市全体の入所児童数は3,305人で、年々増加傾向にあり、この傾向は当面続くものと見込まれます。

一方、本市が設置する学童保育所以外にも、教育・保育施設で実施されている卒園児や在園児の兄弟を中心とした預かりや民間事業者が運営する学童クラブも存在し、それぞれニーズに対する受け皿となっています。

また、児童福祉法が改正され、高学年児童への対応が求められていますが、高学年の受け入れまで含めた学童保育施設の整備は、設置場所の確保やそれに伴う整備費など多くの課題があります。

今後とも、児童と保護者にとって安全で安心な放課後の居場所を提供できるよう、低学年については計画的な施設整備による安全な受け入れ先の確保と地域との交流を深めるなど運営面の質の向上を努めるとともに、高学年についても適切な対応に向けた検討を行っていきます。

【区域の設定】： 46区域

児童が自分で通える範囲に設置することが望ましいため、小学校区で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

6～11歳推計人口に、就学時における小学校転入出率と、ニーズ調査における各校区の利用意向割合を勘案して算出しました。

【小学校区別 ニーズ量（低学年）】

（単位：人）

校区名	施設の 新定員	平成 26年度 入所児童数	利用意向数（人）				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1 南	189	218	233	218	218	222	232
2 荘島	36	48	59	58	66	68	69
3 京町	63	70	90	88	92	110	97
4 津福	181	120	173	165	176	180	183
5 山本	31	28	30	29	30	30	33
6 東国分	94	139	149	155	154	163	151
7 長門石	91	90	120	115	126	113	118
8 青峰	58	63	37	40	38	42	38
9 西国分	133	129	139	136	139	134	132
10 荒木	127	142	153	146	146	139	153
11 上津	119	130	161	165	170	165	163
12 宮ノ陣	98	88	95	94	101	101	103
13 山川	84	95	111	125	124	126	118
14 高良内	102	89	112	111	110	107	108
15 鳥飼	76	104	143	142	154	158	156
16 安武	76	70	78	83	86	83	76
17 御井	46	65	86	77	83	83	88
18 大善寺	93	91	122	121	125	131	124
19 合川	186	191	220	224	238	250	247
20 小森野	63	72	95	91	96	94	93
21 金丸	73	119	132	130	125	124	126
22 善導寺	69	71	71	77	82	85	84
23 草野	32	27	20	22	19	20	22
24 南薫	72	74	106	113	107	113	112
25 篠山	82	97	133	126	140	137	149
26 日吉	60	84	115	111	106	110	109
27 大橋	39	18	9	16	14	16	14
28 田主丸	99	93	88	93	92	94	95
29 竹野	40	28	28	29	32	28	30
30 水縄	42	39	49	53	52	55	51
31 船越	30	22	25	24	24	24	27
32 川会	31	30	42	41	43	48	48
33 水分	31	21	21	23	20	19	20
34 柴刈	31	17	9	10	8	13	11
35 北野	113	122	141	142	135	121	130
36 大城	54	34	58	58	58	53	53
37 弓削	48	40	48	48	51	50	58
38 金島	40	17	14	14	14	13	12
39 城島	48	43	47	42	46	45	51
40 青木	40	39	40	45	47	48	42
41 江上	56	7	13	13	13	12	15
42 下田	38	19	7	13	11	13	14
43 三瀦	90	72	94	86	89	87	86
44 西牟田	49	66	72	73	73	79	75
45 犬塚	39	64	84	88	83	80	83
46 浮島	0	0	2	4	3	3	3
合計	3,292	3,305	3,874	3,877	3,959	3,989	4,002

※浮島校区は、浮島保育園において預かり事業を実施。

【対応策の内容】

《低学年》

- 平成27年度以降のニーズ量は、今後の利用についての潜在的ニーズを含んでいるため、現在の実施状況（平成26年度実績）を大きく上回っており、現在の施設の定員では、今後のニーズ量を充足できていません。そのため低学年児童の保育環境を確保するにあたっては、現在のプレハブ専用施設による整備を基本としながらも、校舎建替えの時期や学校敷地の広さなど諸条件を勘案した上で、校舎との合築などの手法も含めた整備方法の検討を進めていきます。
- 整備を行う校区の順序については、平成31年度までの入所希望見込み数の推計値に基づき、定員超過の状況（下記参照）などにより優先度を十分に見極めながら、今後の整備を進めていきます。

＜校区ごとの状況（低学年）＞

定員超過率	校 区
201%超	鳥飼、犬塚
181%～200%	荘島、御井、金丸、篠山、日吉
161%～180%	京町、東国分、西牟田
141%～160%	山川、上津、大善寺、小森野、南薫、川会
121%～140%	南、長門石、荒木、合川、善導寺、水縄、北野、弓削、
101%～120%	津福、山本、西国分、宮ノ陣、高良内、安武、大城、城島、青木、三潴
定員内保育	青峰、草野、大橋、田主丸、竹野、船越、水分、柴刈、金島、江上、下田

※超過率：計画期間内における校区毎の入所児童数のピーク値を新定員で除して算出

【小学校区別 ニーズ量（高学年）】

(単位：人)

	校区名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	南	85	88	90	90	87
2	荘島	26	24	21	21	21
3	京町	36	37	35	29	34
4	津福	60	62	60	59	59
5	山本	12	13	12	13	12
6	東国分	58	57	59	56	61
7	長門石	41	42	39	44	44
8	青峰	17	16	17	16	18
9	西国分	54	53	53	56	57
10	荒木	54	57	59	62	57
11	上津	58	54	54	57	58
12	宮ノ陣	41	42	40	40	40
13	山川	45	41	42	42	47
14	高良内	38	39	40	42	42
15	鳥飼	54	52	48	48	50
16	安武	31	30	29	31	34
17	御井	28	31	29	30	28
18	大善寺	46	44	43	42	46
19	合川	88	87	83	79	82
20	小森野	33	34	33	35	35
21	金丸	46	47	50	51	51
22	善導寺	33	34	33	32	33
23	草野	8	9	11	10	10
24	南薫	39	37	40	39	40
25	篠山	52	54	49	51	47
26	日吉	40	40	43	41	43

校区名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
27	大橋	6	6	6	5	6
28	田主丸	36	36	37	37	36
29	竹野	10	12	11	13	12
30	水縄	18	19	20	19	21
31	船越	8	10	10	11	10
32	川会	15	16	15	14	14
33	水分	6	7	8	9	9
34	柴刈	4	5	6	4	5
35	北野	48	48	52	58	55
36	大城	18	19	19	22	22
37	弓削	19	20	19	20	17
38	金島	6	6	7	7	7
39	城島	17	20	19	20	18
40	青木	17	18	17	18	20
41	江上	6	7	7	8	7
42	下田	5	6	8	7	6
43	三瀨	31	33	32	34	35
44	西牟田	27	27	28	26	28
45	犬塚	29	29	32	33	33
46	浮島	1	1	1	1	1
合計		1,450	1,469	1,466	1,482	1,498

【対応策の内容】

《高学年》

- 現在の学童保育事業では、低学年の受け入れだけでも十分な施設の確保ができておらず、これに加えて高学年の対応には、多くの課題があるため、まずは定員超過状況の解消など低学年の課題に対応した上で、学校校舎内に場所を確保するなど、高学年預かりの早期実現に向けて取り組んでいきます。

12 その他事業

以下の事業については、今後、国から示された事業内容を踏まえ、対象者数、事業の効果、地域の実情や需給の状態等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

◇保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業

◇多様な事業者等の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業